

意見案第3号

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和2年6月17日

提出者 富良野市議会議員 後藤英知夫 

賛成者 同 石上孝雄 

同 同 水間健太 

同 同 小林裕幸 

同 同 宇治則幸 

同 同 大栗民江 

同 同 宮田均 

- 提出先 - 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、政府は感染拡大防止に向けた対策を講じてはきたものの、国民生活の正常化に向けた見通しが立たない状況にある。

北海道が独自に講じてきた小・中学校の一斉休業や緊急事態の宣言、国の緊急事態宣言に基づく措置により、感染の拡大に関し一定の効果を上げたところである。一方、観光を基幹産業とする本市においては、長期間にわたる外出の自粛や営業の自粛により観光客が減少し、宿泊業や飲食業など幅広い業種において影響が拡大しており、地域の経済に深刻な事態を招いているところである。

また、本市のような小規模な自治体においては、感染症に対する医療体制が十分に整っているとはいはず、クラスターの発生により感染者数が急増した場合には医療崩壊につながることが危惧される。

国は、補正予算の編成などにより対策を講じてはいるものの、さらなる感染拡大の防止と事態の早期収束に向けた取り組み、各事業者が直面している厳しい経営状況に対する長期的な支援が求められているところである。

よって、国においては、下記の事項について対策を講ずるよう強く求める。

記

1. 早期発見による感染拡大防止のため、さらなる検査体制の充実とワクチン開発の促進を図ること。また、地域における医療崩壊を回避するために医療提供体制を確立すること。
2. 感染症の影響が長期化し、個人事業主や中小企業の経営環境が深刻化する中、地域経済への影響を最小限に食い止めるため、あらゆる事業者や労働者に対する支援策の充実をはじめ、事業の継続と雇用維持のため万全な対応を図ること。
3. 観光や食に対する風評被害が生じないように正確な情報発信を行い、特に影響が大きい宿泊業や飲食業などの業績回復のための支援に積極的に取り組むこと。
4. 地方自治体は地域経済と市民を守るため、独自の支援策を講じていることから、財政運営に支障が生じないよう、財政措置に十分な配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月23日

富良野市議会